

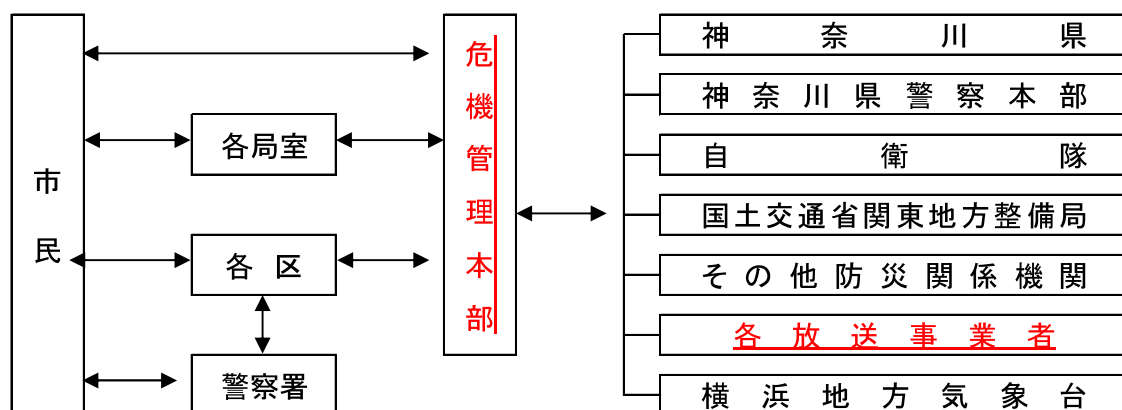
第6章 災害情報の収集と伝達【危機管理本部、建設緑政局、区、

横浜地方気象台、関東地方整備局、県】

災害の予警報や被害状況等の情報は、応急対策活動の実施にあたり必要不可欠である。したがって、防災関係機関と情報を迅速かつ的確に、収集・伝達・報告し共有化することにより、被害の発生及び拡大を防止するとともに、住民に対し適切な情報の伝達を行う。

第1節 情報の収集及び伝達体制【危機管理本部】

市及び防災関係機関等との情報受伝達システムの概要は、次のとおりである。



※ 情報の収集及び伝達にあつては、電話、FAX、電子メール、防災行政無線等によるものとする。

なお、市民及び避難所への伝達にあつては、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティFM、同報系防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、Lアラート（災害情報共有システム）、報道機関、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。

第2節 災害情報の収集・集約等【危機管理本部】

災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、気象情報、被害情報及び避難情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告するものとする。なお、事前の予測が困難な短時間での集中豪雨などの発生時においても、被害情報(職員報告や市民通報、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報を含む。)を迅速に収集、集約、共有するため、総合防災情報システムを活用し、被害の全体像の把握やその後の応急対策を図るものとする。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等を目的に県が行う安否不明者・死者の氏名等の公表にあたり、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行う。

1 情報の収集及び伝達

(1) 報告の内容

- ア 被害の状況
- イ 災害応急対策の実施状況
避難状況、救助活動、応急措置の他、応急対策の実施方針、動員の情報等
- ウ その他応急対策上参考となる情報
- エ 報告内容の主要項目

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 災害の種別 |
| 2 | 発生日時 |
| 3 | 発生場所 |
| 4 | 原因 |
| 5 | 災害の状況（人的被害数、家屋被害、施設被害、その他） |
| 6 | 災害に対する関係機関等の対応状況 |
| 7 | 災害に対して避難の状況 |
| 8 | その他 |

(2) 報告の方法

ア 被害状況報告（速報）

発生直後において、被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第1に被害の有無やその程度等を概括的に収集し、逐次市長へ報告する。

イ 被害状況報告（中間・確定報告）

市長の指示に基づき、逐次、発生直後の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を加え中間報告する。

また、各部長・区本部長は被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をする。

2 県知事への報告

市長は、災害の状況と被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等によって県知事に報告する。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関(職員)又は警察署(官)若しくは海上保安署(官)に通報する。

(2) 市の処置

異常現象の通報を受けた市は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

なお、その異常が、気象現象である場合は、横浜地方気象台にあわせて通報する。

4 情報伝達体制

危機管理監は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を必要に応じて、各局・区へ提供する。

5 安否不明者・死者の氏名等の公表

災害発生時の、安否不明者・死者について、氏名等の最小限の個人情報、原則、県が速やかに公表する。県の公表にあたって、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行うものとする。

第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達

【横浜地方気象台、危機管理本部】

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

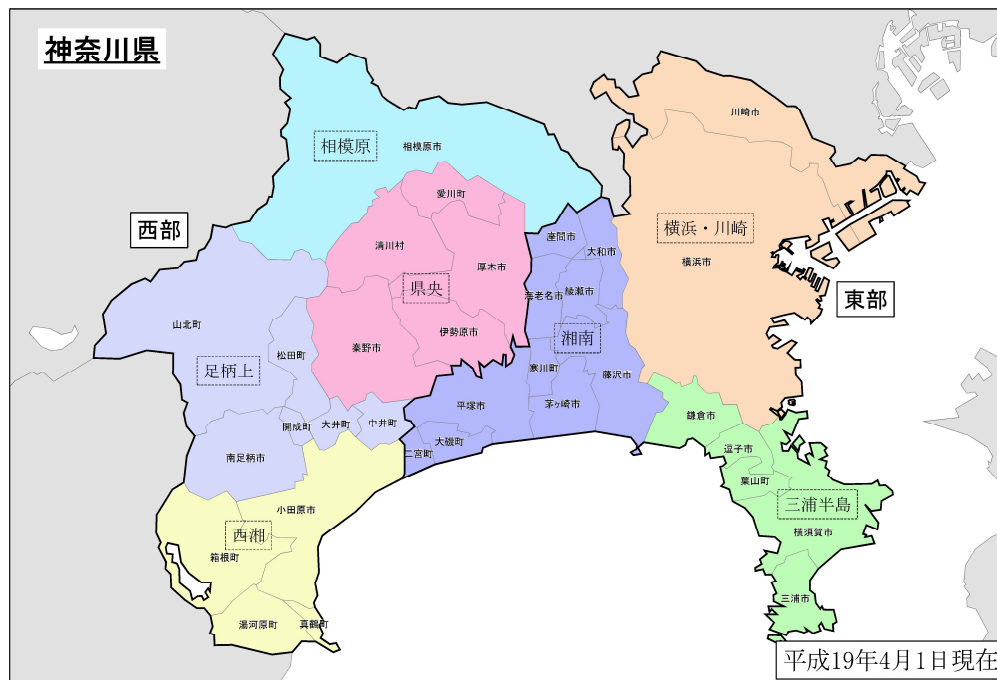
横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において、気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合に「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのある場合に「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を、市町村ごとに発表し、住民や防災関係機関等へ注意や警戒を呼びかける。

ただし、地震等により災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。横浜地方気象台は、気象業務法第15条、第15条の2及び同法施行令第8条、第9条に定める警報事項の通知を、気象・高潮・洪水・波浪等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統により県内防災関係機関に対して行う。

市は、横浜地方気象台より受けた警報について、市民への周知に努める（特別警報については、周知の措置をとる）。

(1) 特別警報・警報・注意報の発表区域

横浜地方気象台は、防災関係機関の防災活動が円滑に行えるよう、市町村を発表区域として、特別警報・警報・注意報を発表する。また、テレビやラジオの放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。



(参考 気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/saibun/kanagawa.pdf>)

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、松田町、山北町、中井町、大井町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(2) 特別警報の種類及び発表基準

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 警戒レベル5相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合 警戒レベル4相当
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(3) 警報・注意報の種類及び発表基準 (川崎市)

川崎市	府県予報区		神奈川県	
	一次細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		横浜・川崎	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123
	洪水	流域雨量指数基準	平瀬川流域=11.5, 二ヶ領本川流域=9.1, 三沢川流域=12.3 五反田川流域=6.3, 二ヶ領用水流域=4.1,平瀬川支川流域=5.1 矢上川流域=13.3, 有馬川流域=5.7, 麻生川流域=7.9	
		複合基準※1	平瀬川流域=(8,11.3). 三沢川流域=(8,10.7). 多摩川流域=(8,46.3)	
		指定河川洪水予報による基準	多摩川[石原・田園調布(上)].鶴美川[綱島]	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	2.6m※2	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	71	
	洪水	流域雨量指数基準	平瀬川流域=9.2, 二ヶ領本川流域=7.2, 三沢川流域=9.8 五反田川流域=4.9, 二ヶ領用水流域=3.3,平瀬川支川流域=4.1 矢上川流域=10.6, 有馬川流域=4.6, 麻生川流域=6.3	
		複合基準※1	平瀬川流域=(8,9). 三沢川流域=(5,9.6).多摩川流域=(7,37.7)	
		指定河川洪水予報による基準	多摩川[石原・田園調布(上)].鶴見川[綱島]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	規程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 35%実効湿度 55%		
なだれ				
低温	夏期:最低気温 16℃以下が数日継続 冬期:最低気温-5℃以下			
霜	最低気温 4℃以下 晩霜期			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 神奈川県が定める基準水位観測所(鶴見川河口)における高潮特別警戒水位(1.50m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

<参考>

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨がどれだけ土壌中に貯まっているかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨がどれだけ溜まっているかを1km四方算出する。

3 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、横浜地方気象台が大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、神奈川県と横浜地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

市は、横浜地方気象台と神奈川県が土砂災害警戒情報を共同発表した場合、市民への周知に努めるとともに、個別の斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（神奈川県も同一情報を「土砂災害警戒情報を補足する情報」として提供）」等を基に総合的に判断し、避難指示の発令を行う。

ただし、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

<参考> 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

「災害切迫」(黒)：警戒レベル5相当

「危険」(紫)：警戒レベル4相当

「警戒」(赤)：警戒レベル3相当

「注意」(黄)：警戒レベル2相当

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している状況において、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市に被害の想定される個別の区域・時期の情報提供を行う。市は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、市民への周知に努めるとともに、避難情報の発令等を行う。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、一次細分区域単位で、2日先から5日先にかけては日単位・県単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 気象情報

(1) 地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係機関に当該現象の状況や今後の見通し及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

(2) 気象予報については、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警報を呼びかけられる場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

(3) 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報※として発表する。

※ 気象情報には、全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。

6 記録的短時間大雨情報

警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

7 竜巻注意情報

横浜地方気象台は、竜巻などの激しい突風に対する気象情報を、発生の可能性に応じて段階的に発表し、半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ、数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。竜巻注意情報は、ドップラーレーダーによる観測等から今まさに竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生

しやすい気象状況になったと判断したときに気象庁から発表する。なお、有効時間は、1 時間で、解除はなく、引き続き注意すべき状況が続く場合は、再度発表する。

市は、気象状況等で総合的に判断し市民へ情報を提供し、注意を促す。竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる一方、発表は、広い領域を対象に発表されるため、必ずしも当該地域で突風等に遭遇するわけではない。よって、日頃から、竜巻注意情報の利用や発表後の対応について、市民へ広報を図る。

8 地方海上警報

気象庁大気海洋部は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県の沿岸（関東海域北部）海域に対し地方海上警報を発表し、第三管区海上保安本部を通じ無線通信により関係船舶に通報される。

地方海上警報の種類

種 類	説 明
海上風警報	風力階級 7 の場合
海上濃霧警報	海上の視程がおおむね 500m 以下の場合
海上強風警報	風力階級 8～9 の場合
海上暴風警報	風力階級 10 以上の場合
海上台風警報	台風により風力階級 12 以上の場合

注：海上警報の種別は、24 時間以内に予想される最大の風の強さに応じて分類する。

風力階級は、「気象庁風力階級表」（ビューフォート風力階級）による。

9 噴火警報・予報

(1) 噴火警報・予報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・警報センターから、予想される影響範囲を付した名称（※）で発表される。

※ 名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となる。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられている。

イ 噴火予報

火山活動が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・警報センターから、発表される。（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表）

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5 段階に区分して発表する指標。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表される。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。

なお、国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防

災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。

<富士山の噴火警戒レベル>

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まってきている。）	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）
警報	噴火警報（火口周辺）又は 火口周辺警報	地域近くまで 火口から居住	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

(3) 降灰予報の種類

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10 分程度で）発表される。
- ・ 噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表される。
- ・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が提供される。

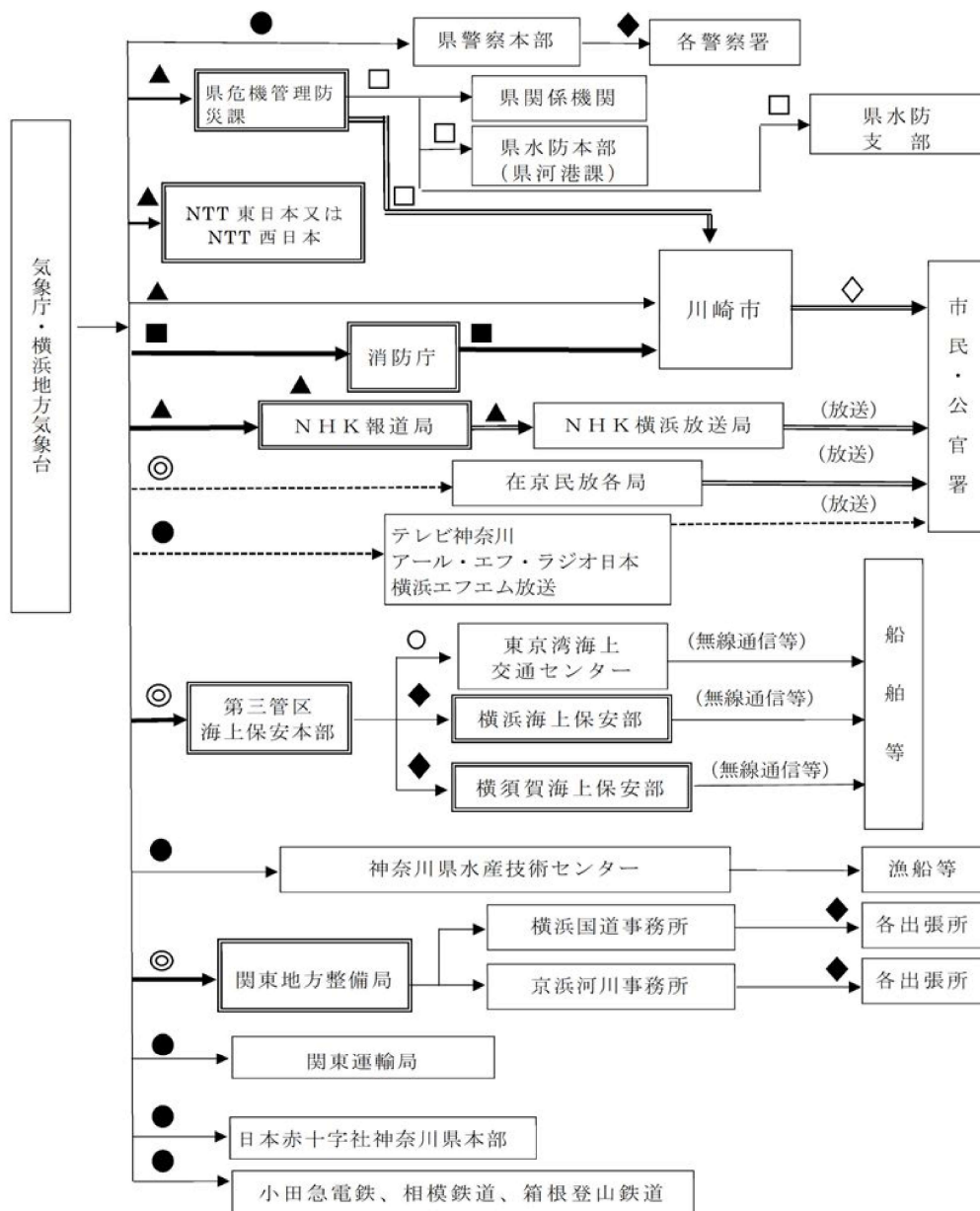
10 漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産技術センター（無線担当）に係る気象・海象に関する予報、注意報、警報及び気象情報を通報する。

神奈川県水産技術センター（無線担当）は、これらの情報を無線により所属漁船等に伝達するとともに船舶等の気象観測結果を横浜地方気象台に通報する。

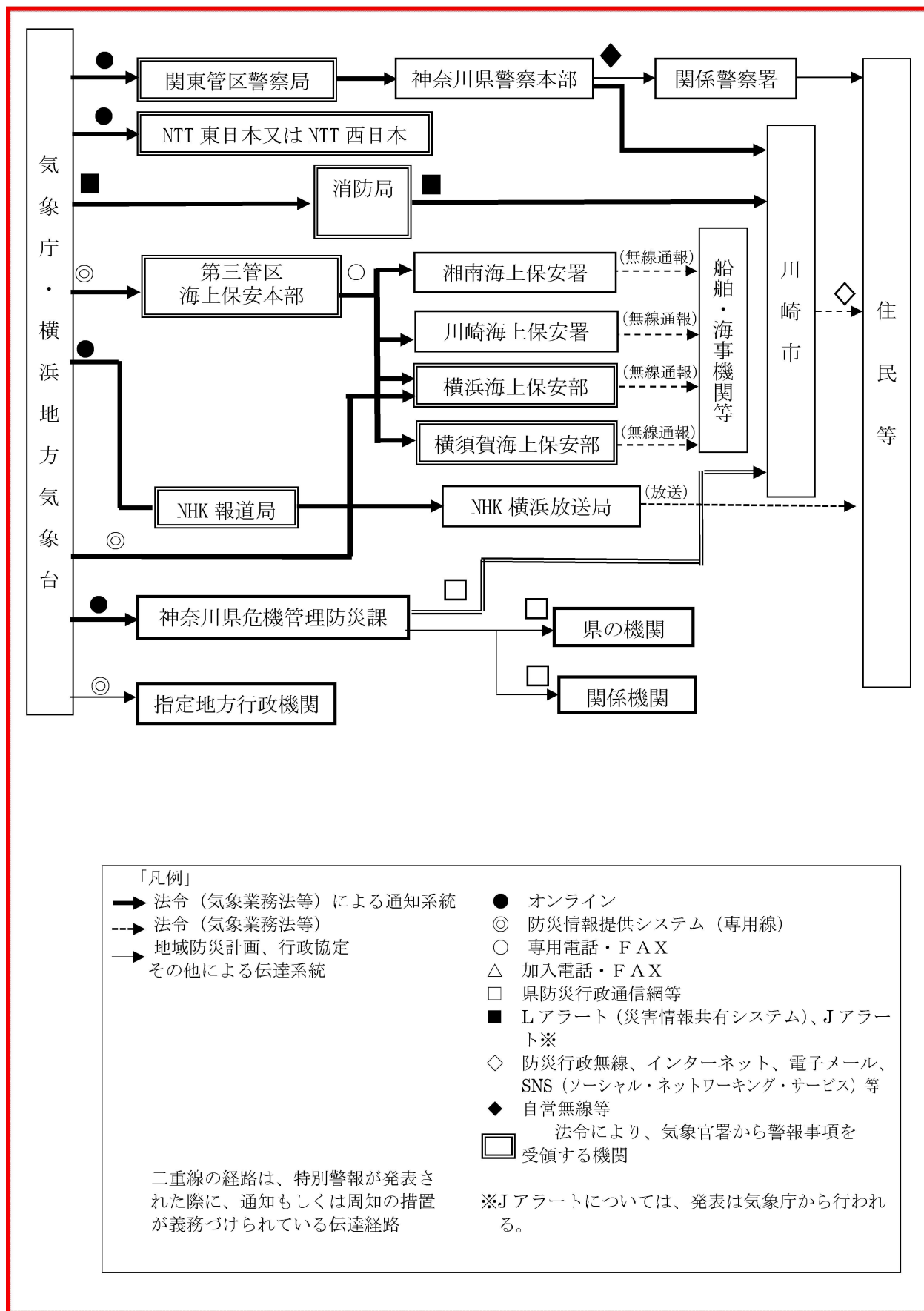
（資料編 防災気象連絡会会則）

気象・高潮・波浪等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統



- 【凡例】
- 法令（気象業務法等）による警報事項の通知系統
 - - - 法令（気象業務法等）による県民への周知依頼及び周知系統
 - 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
 - 特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ◎ 防災情報提供システム（専用線）
 - 防災情報提供システム（インターネット）
 - Lアラート（災害情報共有システム）、Jアラート※
 - ▲ オンライン
 - 専用電話・FAX
 - △ 加入電話・FAX
 - 県防災行政通信網
 - ◇ 防災行政無線（気象に関する特別警報のみ）、インターネット、電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等
 - ◆ 自営無線等
 - 法令により、気象官署から警報を受領する機関
- ※Jアラートについては、発表は気象庁から行われる。

火山噴火に関する伝達系統



第4節 洪水予報【関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方気象台、神奈川県、

危機管理本部、建設緑政局】

気象庁大気海洋部と関東地方整備局又は横浜地方気象台と京浜河川事務所は、多摩川及び鶴見川について、洪水のおそれがあると認められるときに、共同して水位等の状況を洪水予報として、発表する（警戒レベル2～5に相当する）。

なお、気象庁が単独で発表する洪水注意報・警報は、不特定河川の増水における災害に対するもので、河川の特定、水位や流量の予測は行わない点で異なる。

1 洪水予報の種類と発表基準

種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫の発生	5	市町村：緊急安全確保の発令を判断→発令 住 民：命を守るために最善の行動
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	4 (危険)	市町村：避難指示の発令を判断→発令 住 民：避難行動
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：高齢者等避難の発令を判断→発令 住 民：要配慮者の避難行動を支援
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民：氾濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動
	水防団待機水位	1	水防団待機

2 予報地点及び水位（単位m）

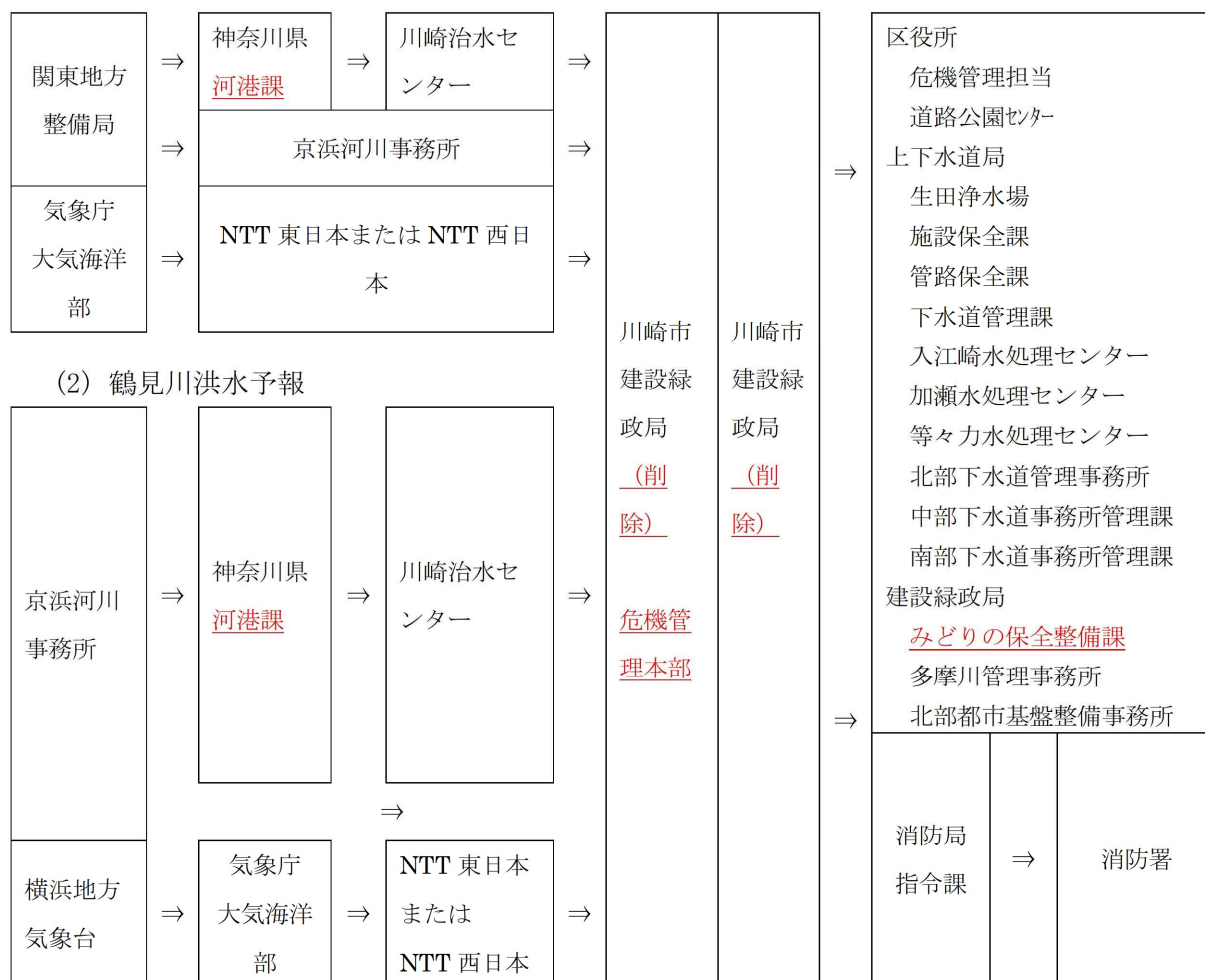
河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	量水標管理者
多摩川	調布橋	青梅市上長瀬	0.20	1.00	1.20	1.60	国土交通省
	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80	
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80	

3 氾濫開始相当水位

河川名	水位観測所名	対象区	氾濫開始相当水位	
			水位 (m)	距離標 (K P)
多摩川	<u>田園調布 (上)</u>	川崎区	<u>12.08</u>	5.8k 右岸
		幸区	<u>11.39</u>	<u>6.4k</u> 右岸
		中原区	<u>11.80</u>	<u>15.2k</u> 右岸
		<u>高津区</u>	<u>12.95</u>	15.8k 右岸
			<u>12.11</u>	<u>18.4k</u> 右岸
	石原	多摩区	<u>12.87</u>	<u>20.6k</u> 右岸
			<u>7.30</u>	<u>24.8k</u> 右岸
鶴見川	綱島	幸区	<u>6.57</u>	<u>7.0k</u> 左岸

4 連絡系統

(1) 多摩川洪水予報



第5節 水防警報及び特別警戒水位【関東地方整備局京浜河川事務所、神奈川県、建設緑政局】

水防警報とは、水防法第 16 条に規定され、国土交通大臣又は神奈川県知事がそれぞれ指定する河川に洪水による被害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は神奈川県知事が発表する。

また、特別警戒水位の到達情報とは、特別警戒水位として水防法第 13 条で規定され、国土交通大臣又は神奈川県知事がそれぞれ指定する河川において、当該河川がその水位に達した場合は、水防管理者に通知するとともに、一般に周知する。その内容は、神奈川県水防計画の定めるところによる。

1 水防警報が発表される河川

(1) 国土交通大臣が発表する河川

河川名	支部名	区 域
多摩川	川崎治水	川崎市多摩区菅 6 丁目 1586 番地先東京都界から海まで
鶴見川	横浜治水 川崎治水	左岸 横浜市都筑区川向町 634 番地先から海まで 右岸 横浜市港北区小机町 1795 番地先から海まで
矢上川	横浜治水 川崎治水	左岸 川崎市幸区矢上 958 番地先から鶴見川合流点まで 右岸 横浜市港北区日吉町 3 丁目 933 番地先から鶴見川合流点まで

(2) 神奈川県知事が発表する河川

河川名	支部名	区 域	
		自	至
平瀬川	川崎治水	左岸 宮前区水沢 3 丁目 2,913 番地 右岸 宮前区水沢 3 丁目 2,902 番地	無名橋 多摩川合流点
平瀬川支川	川崎治水	左岸 多摩区長沢 4 丁目 8,238 番地先 右岸 多摩区長沢 4 丁目 8,156 番地先	市道橋 平瀬川合流点
二ヶ領本川	川崎治水	左岸 多摩区中野島 2 丁目 282 番地先 右岸 多摩区生田 2 丁目 576 番地先	橋本橋 平瀬川合流点
五反田川	川崎治水	左岸 多摩区生田 8 丁目 3,395 番地先 右岸 多摩区生田 8 丁目 3,207 番地先	田中橋 二ヶ領本川合流点
三沢川	川崎治水	左岸 多摩区菅 319 番地先 右岸 多摩区菅 6,757 番地先	東京都界 多摩川合流点
鶴見川	川崎治水 横浜治水	左岸 麻生区岡上 1 番地先 右岸 麻生区岡上 423 番地先	東京都界 横浜市都筑区川向町字 南耕地 609 番の 1 地先 高速道路下流端 横浜市港北区小机町字 城坂下 1,795 番地先高 速道路下流端
矢上川	川崎治水	左岸 宮前区梶ヶ谷字宅地前 1,056 番 2 地先 右岸 宮前区梶ヶ谷字宅地前 1,056 番 1 地先	から 幸区矢上字橋向 951 番 の 1 地先 横浜市港北区日吉町字 根搦 933 番の 1 地先
有馬川	川崎治水	左岸 高津区東野川 1 丁目 16 番 右岸 高津区久末字表山 1,923 番地先	から 矢上川合流点まで

麻生川	川崎治水	左岸 麻生区上麻生 503 番地先 右岸 麻生区上麻生 525 番地先	大谷戸橋	鶴見川合流点
真光寺川	川崎治水	左岸 麻生区上麻生 675 番地先 右岸 麻生区岡上 25 番地先	東京都界	鶴見川合流点

2 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川、海岸等の状況等により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。（指定・通報水位を超えたとき）
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

3 特別警戒水位の到達情報の通知及び周知を行う河川

(1)国土交通大臣が通知する河川

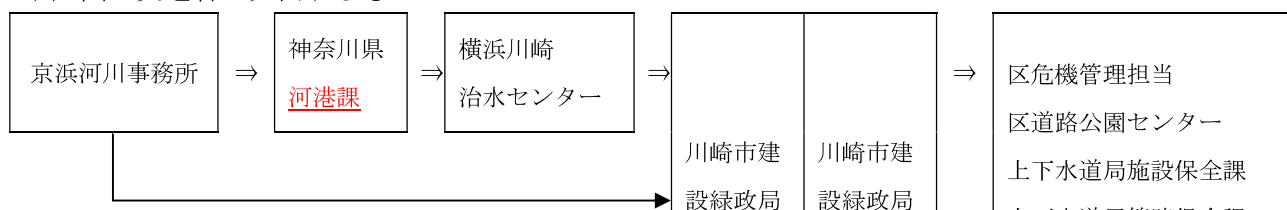
番号	河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発報者	受報者	量水標 管理者 (テレメータ)	区 域	
										自	至
1	矢上川	矢上橋	2.60m	3.80m	4.10m	4.80m	京浜河川 事務所	横浜市 川崎市	国 土 交通省	川崎市幸区 矢上	幹川合流点

(2)神奈川県知事が通知する河川

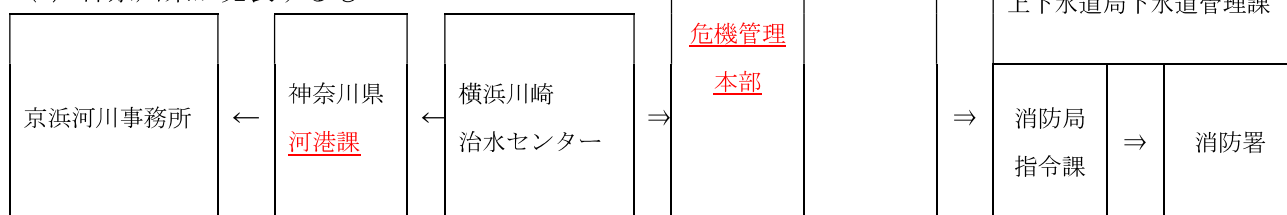
番号	河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発報者	受報者	量水標 管理者 (テレメータ)	区 域	
										自	至
1	三沢川	天宿橋	2.10m	3.20m	4.65m	5.20m	横浜川崎治水事務所 川崎治水 センター	川崎市	県 土 整備局	東京都界 から	多摩川合流点 まで
2	鶴見川	岡上橋	1.10m	2.70m	2.80m	3.70m	〃	〃	〃	東京都界 から	水車橋まで (左岸は水車橋 より河内橋まで を含む)
3	矢上川	西ヶ崎橋	2.00m	3.00m	3.35m	4.30m	〃	横浜市 川崎市	〃	宮前区梶ヶ谷 から	澁川合流点まで
4	麻生川	新三輪橋	1.20m	2.60m	2.60m	3.15m	〃	川崎市	〃	麻生区上麻生 の大谷戸橋から	鶴見川合流点 まで
5	平瀬川	平瀬橋 (平瀬川下)	3.50m	4.00m	4.00m	4.60m	〃	〃	川崎市	宮前区水沢 の無名橋から	多摩川合流点 まで
	〃	嶋田入道橋 (平瀬川上)	1.35m	1.85m	1.85m	2.85m	〃	〃	〃		
6	平瀬川支川	あゆみ橋	0.90m	1.30m	1.30m	1.70m	〃	〃	県 土 整備局	多摩区長沢の 市道橋から	平瀬川合流点 まで
7	二ヶ領本川	長尾橋	2.30m	2.80m	3.35m	3.50m	〃	〃	川崎市	多摩区生田 の橋本橋から	平瀬川合流点 まで
8	五反田川	栄橋	1.50m	2.00m	2.00m	2.80m	〃	〃	〃	多摩区生田の 田中橋から	二ヶ領本川 合流点まで
9	有馬川	東野川	1.40m	2.40m	2.40m	3.90m	〃	〃	県 土 整備局	高津区東野川 1丁目 から	矢上川合流点 まで
10	真光寺川	矢崎橋	2.36m	2.86m	2.86m	3.16m	〃	〃	南東建	東京都界から	鶴見川合流点 まで

4 水防警報等の連絡系統

(1) 国土交通省が発表するもの



(2) 神奈川県が発表するもの



5 水防管理団体が収集・伝達する情報

- (1) 国土交通省が発表した水防警報については、水防管理団体の情報連絡責任者（建設緑政局河川課）は、次により出水様式に定められた内容を京浜河川事務所の所管出張所に電話で伝達する。

ア 河川巡視状況

原則として、水防警報「出動」発令時から水防警報「出動」、「指示」の発令中で1時間ごとに出張所の情報連絡担当官からの呼び出しに応じて伝達する。

- イ 災害情報（河川施設災害状況、一般災害状況、水防活動状況、避難状況、破堤等重大災害状況）

水防管理団体が情報を受けたとき、直ちに伝達する（第一報は部分的な情報でよい。）。

- (2) 神奈川県が発表した水防警報については、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者等は直ちに横浜川崎治水事務所川崎治水センターに通報する。また、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により報告する。

第6節 高潮氾濫発生情報【神奈川県、危機管理本部、港湾局庶務課】

神奈川県は、東京湾沿岸（神奈川県区間）について、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮特別警戒水位」を設定し、海岸の水位が「高潮特別警戒水位」に達した場合に、「高潮氾濫発生情報」を発表する（警戒レベル5に相当する）。

1 発表基準

情報	水位	市町村・住民に求める行動
高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	高潮特別警戒水位	市町村：緊急安全確保の発令を判断→発令 住 民：命を守るために最善の行動

2 高潮氾濫危険水位

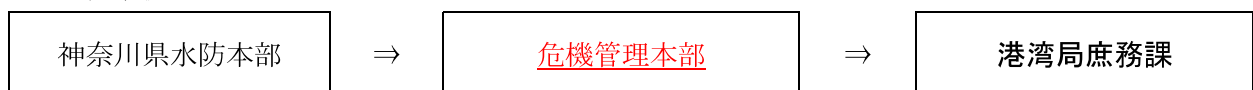
(1) 指定区域

海岸名	検潮所名	所在地
東京湾沿岸 (神奈川県区間)	多摩川河口	川崎区殿町

(2) 水位周知実施区間及び基準水位観測所

海岸名 (水位周知 実施区間)	基準 水位 観測 所	高潮氾濫 危険水位 (高潮特別警 戒水位)	発報者	受報者	区域	
川崎港	鶴見 川河 口	T.P.+1.50m	水防本 部	川崎市	川崎港海岸 小島町地区	川崎区殿町3丁目地先から 川崎区夜光1丁目地先まで
					川崎港海岸 夜光町地区	川崎区夜光1丁目地先から 川崎区池上町地先まで
					川崎港海岸 池上町地区	川崎区池上町地先から 川崎区浅野町地先(池上運河)まで
					川崎港海岸 南渡田・浅野町地区	川崎区浅野町地先(池上運河)から 川崎区南渡田町地先まで
					川崎港海岸 白石町地区	川崎区南渡田町地先から 川崎区白石町地先まで
					川崎港海岸 浮島	川崎区浮島町
					川崎港海岸 東扇島	川崎区東扇島
					川崎港海岸 扇島	川崎区扇島から 横浜市鶴見区扇島(横浜市境)まで
					多摩川	右岸 中原区小杉陣屋町1丁目地先 から海まで

3 連絡系統



第7節 水位周知下水道における水位到達情報【上下水道局】

市は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位（[水防法第13条](#)の2第2項に規定される雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び神奈川県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知する。

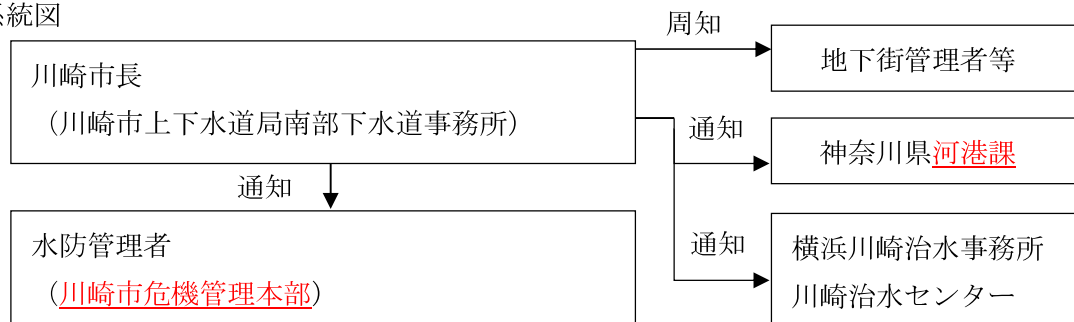
1 種類及び発表基準

種類	発表基準
雨水出水特別警戒水位到達情報	基準水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に到達したとき

2 水位到達情報の通知及び周知を行う下水道

番号	水位周知下水道名			基準水位 観測所名	雨水出水 特別警戒水位	発報者 市町村長	受報者 水防管理者
1	川崎市 公共下 水道 堀川幹 線	自 川崎市 川崎区 小川町	至 川崎市 川崎区 本町2丁 目	砂子	1.97m	川崎市長	川崎市長

3 連絡系統図



第8節 その他の情報【危機管理本部、建設緑政局河川課、港湾局、上下水道局】

1 本市観測システムの情報

気象庁以外からの情報は、雨量情報配信システム[レインネット]（国土交通省から雨量データ受信、下水道施設内に設置されている17箇所の地上雨量計）及びクラウドテレメーターシステム（市内26箇所に設置した雨量観測局と主要河川6箇所、川崎港検潮所に設置した雨量・水（潮）位観測局）の観測データから情報を収集する。

（資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図）

2 気象情報提供会社の情報

気象情報提供会社による川崎市域の防災気象情報

3 小河内ダム放流通報

東京都水道局は、小河内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知する。

連絡系統



第7章 災害情報の広報【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、区、消防局、関係局】

風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、防災アプリ、Lアラート（災害情報共有システム）、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。

また、救援業務等の広報活動を実施し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第1節 広報内容【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、関係局】

- 1 気象に関すること
 - (1) 気象警報等の気象に関する情報
 - (2) 河川の増水、土砂災害への注意情報
 - (3) 降灰予報に関する情報
- 2 避難に関すること
 - (1) 避難情報の発令
 - (2) 避難所の状況・他の収容施設
- 3 応急対策活動に関すること
 - (1) 応急救護所の開設状況
 - (2) 電気、ガス、水道、下水道、電話等の復旧状況
 - (3) 道路、橋の復旧に関すること
 - (4) 除灰に関すること
 - (5) 交通機関の運行状況及び復旧に関すること
- 4 その他生活関連情報
 - (1) 物資の提供に関すること
 - (2) 医療機関の開設状況
 - (3) 防疫に関すること
 - (4) 降灰による健康被害防止に関すること
 - (5) 臨時相談所の開設状況
 - (6) 廃棄物、降灰等の処理に関すること
- 5 その他必要な事項

第2節 広報活動の方法【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、消防局】

市及び区は、市で保有する手段及び協定締結放送事業者又はその他応援を得て、広報活動を実施する。

- 1 ラジオ・テレビによる広報
 - (1) 協定に基づく放送事業者に対する放送要請

協定先	日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、 (株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、かわさき市民放送(株)、 イツ・コミュニケーションズ(株)、
-----	---

	(株)ジェイコムイースト町田・川崎局、YOUテレビ(株)
--	------------------------------

- (2) 市政広報番組の利用
- (3) 地上デジタル放送のデータ放送
- 2 防災行政無線による広報
防災行政無線等を活用し、情報提供に努める。
- 3 電子メール、インターネット等を活用した広報

協定先	ヤフー株式会社、(株)レスキューナウ
-----	--------------------

また、メールニュースかわさき「防災気象情報」、市ホームページ、防災ポータルサイト、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、情報提供を行う。

- 4 広報車等市所有車両による広報
 - (1) 災害の状況に応じて、広報車等を確保し、必要と認める地区へ派遣し広報を実施する。
 - (2) 広報車による広報は、音声のみならず、状況によっては、印刷物の配布も行う。
- 5 消防ヘリコプターの活用
ヘリコプターの拡声器を使用し、広報を実施する。
- 6 職員による広報
広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。
- 7 広報印刷物による広報
必要に応じて広報紙等を作成し、広報又は情報提供を行う。
- 8 川崎駅河川情報表示板による広報【国土交通省】
- 9 防災テレホンサービス
同報系防災行政無線屋外受信機で放送した内容は、防災テレホンサービス及び川崎市防災ポータルサイトにより市民に提供する。
- 10 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用
X等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。
- 11 防災アプリ
かわさき防災アプリにより、緊急情報のプッシュ配信やお知らせの活用により、情報提供を行う。
- 12 川崎駅北口スクリーン（プロジェクター）による広報

第3節 報道機関への情報提供及び発表方法【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室】

- 1 発表方法
災害発生後において把握した市内の被害状況については、報道機関を通じて発表する。発表については、定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表するものとする。また、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行うものとする。
- 2 情報提供

とする。

3 プレスセンターの設置及び運営

市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のための情報収集、発信の拠点及び記者会見の会場とすることができるプレスセンターを、原則、会見室のレイアウトを変更し、設置する。

プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。

プレスセンターの運営に必要な機材等は、原則既存の備品等を活用することとし、市政記者クラブ等と必要に応じて調整する。

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書

(日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送))

(資料編 災害情報等の放送に関する協定書 (かわさき市民放送株式会社))

(資料編 災害時におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

(イツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局、YOUテレビ株式会社))

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書 (株式会社テレビ神奈川))

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定 (株式会社レスキューナウ))

(資料編 災害時における通信設備等の整備協力に関する協定 (川崎市通信設備連絡協議会))

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定

(川崎市アマチュア無線情報ネットワーク))

(資料編 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定

(クリエイティブワークス、ダイドードリンコ))

(資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc))

(資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))

第4節 災害広聴の実施【関係局、区】

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策に住民の要望等を反映させることとする。

1 実施体制

(1) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて、被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。

(2) 臨時相談所における相談業務の担当は、関係局及び区において所管する。

(3) 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティFM、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、広報紙等によりその旨を広報する。

2 要望等の処理

(1) 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努める。

(2) 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。

(3) 関係局長及び区長は、臨時相談所で受けた相談要望、苦情の内容、件数、対応状況の取りまとめを行う。